

令和8年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
2	2 基本方針及び組織 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	【基本的考え方】 児童福祉施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人<u>一人</u>の人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為</u>をしてはならない。 (略) (参考) 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（<u>令和7年8月改訂</u> こども家庭庁、文部科学省） 【関係法令等】 (1) (略) (2) 児童福祉法第33条の10、<u>11</u> (削除) <u>(3)及び(4)</u> (略)	【基本的考え方】 児童福祉施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人<u>ひとり</u>の人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (略) (参考) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（<u>令和5年5月</u> こども家庭庁） 【関係法令等】 (1) (略) (2) 児童福祉法第33条の10 (3) <u>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第3条</u> (4)及び(5) (略)	児童福祉法改正及びガイドライン改訂等による修正
12	4 職員の状況 (4) 関連帳簿の整備	【基本的考え方】 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書（<u>保育士登録証（保育士証）</u>の写し、医師免許証の写し等） (2)及び(3) (略)	【基本的考え方】 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書（<u>保育士証</u>の写し、医師免許証の写し等） (2)及び(3) (略)	児童福祉法施行規則改正による修正

令和8年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号50	【関係法令及び通知等】 令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」 【略称】 こ成安第45号通知	【関係法令及び通知等】 令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」 【略称】 こ成安第44号通知	通知廃止・発出による修正
凡例	項目番号51	【関係法令及び通知等】 令和8年4月1日8福祉子保第19号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」 【略称】 8福祉子保第19号通知	【関係法令及び通知等】 令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」 【略称】 6福祉子保第5649号通知	通知廃止・発出による修正
凡例	項目番号53	【関係法令及び通知等】 令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」 【略称】 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知	【関係法令及び通知等】 令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」 【略称】 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知	通知廃止・発出による修正
凡例	項目番号54	【関係法令及び通知等】 令和7年9月16日こ成基第213号、こ成保第533号、こ成母第2065号、こ支家第381号、こ支障第352号、7初幼教第5号「保育所等における低年齢児の健康診断について」 【略称】 こ成保第533号通知	(追加)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行による追加

令和8年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
2	1 保育の状況 (2) 人権の尊重 イ 虐待等の行為	【基本的考え方】 保育所の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、<u>当該保育所に通う他の児童による①、②又は④までに掲げる行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</u> ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (参考) <u>保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂 こども家庭庁、文部科学省）</u> 【関係法令】 (1) 都条例第10条 (2) 児童福祉法第33条の10、<u>11</u> <u>(3) 保育所保育指針第1章1（1）ア、エ、（5）ア</u>	【基本的考え方】 保育所の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、<u>同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</u> ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (参考) <u>保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）</u> 【関係法令】 (1) 都条例第10条 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) <u>児童虐待の防止等に関する法律第3条</u> <u>(4) 保育所保育指針第1章1（1）ア、エ、（5）ア</u>	・ガイドラインの改訂による修正 ・児童福祉法改正による修正

令和8年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
8	2 食事の提供の状況	【基本的考え方】 (略) 参考 <u>「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」</u>（子ども家庭庁）、<u>「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」</u>（厚生労働省）	【基本的考え方】 (略) 参考 <u>「保育所における食事の提供ガイドライン」</u>、<u>「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」</u>（厚生労働省）	ガイドラインの策定による修正
16	3 健康・安全の状況 (2) 児童健康診断	【基本的考え方】 児童福祉施設（児童厚生施設、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。</u>）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 <u>なお、母子保健法に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> 子供の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子供の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。 【関係法令】 <u>(1) 都条例第14条</u> <u>(2) 都規則第3条</u> <u>(3) 学校保健安全法第11条、13条、第17条</u> <u>(4) 学校保健安全法施行令</u> <u>(5) 学校保健安全法施行規則</u> <u>(6) 保育所保育指針第3章1(2)イ</u> <u>(7) 児発第284号通知</u> <u>(8) こ成保第533号通知</u>	【基本的考え方】 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 子供の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子供の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。 【関係法令】 <u>(1) 都条例第14条</u> <u>(2) 学校保健安全法第11条、13条、第17条</u> <u>(3) 学校保健安全法施行令</u> <u>(4) 学校保健安全法施行規則</u> <u>(5) 保育所保育指針第3章1(2)イ</u> <u>(6) 児発第284号通知</u>	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行による見直し等

令和8年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
23	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全合 確保 ウ 事故発生時の対応	【基本的考え方】 1 (略) 2 ①～③ (略) ④ <u>自動車への置き去り事故</u> ⑤ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア～ウ (略) ⑥ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑦ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。 【関係法令】 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 都条例第17条 (3) <u>8福祉子保第19号通知</u> (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7) (1) こ成安第45号通知 (2) <u>8福祉子保第19号通知</u> (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	【基本的考え方】 1 (略) 2 ①～③ (略) ④ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア～ウ (略) ⑤ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。 【関係法令】 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 都条例第17条 (3) <u>6福祉子保第5649号通知</u> (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7) (1) こ成安第44号通知 (2) <u>6福祉子保第5649号通知</u> (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	通知廃止・発出による追加・修正

令和8年度認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号6	【関係法令及び通知等】 令和6年3月26日付5福祉子保第4028号委託費の適正管理の徹底について（通知） 【略称】 都第4028号通知	（追加）	通知発出による追加
2	Ⅱ 共通 1 委託費の弾力運用 （2）積立資産 ア 積立資産等の管理	【基本的考え方】 貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産、保育所施設・設備整備積立資産及び都施設整備費積立資産を計上すること。 さらに各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成すること。 <u>積立資産について、流動資産の預貯金や、他の事業の預貯金と同一通帳等で管理している場合には、預金調整表等の通帳の内訳を作成する必要がある。また、積立資産を経常的な支払いを行う通帳等で管理している場合には、一時的に使用するなど、目的外使用をすることがないように注意する必要がある。</u> 【関係法令】 3 経理等通知1(3)、(4) 都第4028号通知2 4 都第4028号通知2	【基本的考え方】 貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産、保育所施設・設備整備積立資産及び都施設整備費積立資産を計上すること。 さらに各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成すること。 【関係法令】 3 経理等通知1(3)、(4)	積立資産の管理について経理等通知や都第4028号通知を踏まえ、基本的考え方を整理
3	Ⅱ 共通 1 委託費の弾力運用 （3）改善基礎分 相当額の支出	【関係法令】 1 経理等通知1(4)、(5)、別表2、別表3、別表4、別表5 令和7年4月11日こ成保第296号・7文科初第250号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	【関係法令】 1 経理等通知1(4)、(5)、別表2、別表3、別表4、別表5 令和2年7月30日府子本第761号・2分科初第643号・子初0730第2号「施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅰ及び処遇改善加算Ⅱについて」	通知の廃止・発出による修正

令和８年度認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
3	Ⅱ 共通 2 当期末支払資金残高 (1) 当期末支払資金残高の引継ぎ	【基本的考え方】 当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。 当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。 施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。 なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の３０％以下の保有とすること。 当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入（都補助金等含む）の３０％を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立資産として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作り、それでもなお、委託費収入の３０％を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。	【基本的考え方】 当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。 当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。 施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。 なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の３０％以下の保有とすること。 当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入（都補助金等含む）の３０％を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作り、それでもなお、委託費収入の３０％を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。	所用の文言修正

令和8年度認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
5	Ⅱ 共通 4 貸付金処理	【基本的考え方】 委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。 <u>また、各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への貸付について、総勘定元帳で正確に把握する必要がある。</u> 【関係法令】 4 経理等通知4（2） <u>都第4028号通知2</u>	【基本的考え方】 委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。 【関係法令】 4 経理等通知4（2）	貸付金の管理について、都第4028号通知を踏まえ、基本的考え方を整理。
6	Ⅲ 社会福祉法人 以外の者の会計経 理 （1） 経理処理 等	【基本的考え方】 <u>複数施設及び複数事業の現金預金を、保育所の経費の支払いのため、法人本部等の通帳等で一括して管理する場合には、</u> <u>①保育所の総勘定元帳上、本部に対する貸付金を認識し管理する</u> <u>②法人本部等の一括管理口座について、総勘定元帳等で保育所ごとに入出金や残高を管理する</u> <u>などの方法により継続的な記録を行う必要がある。決算期における現金預金の内訳の作成にあたっては、総勘定元帳等で継続的な記録に基づき作成しなければならない。</u> 【関係法令】 5 第295号通知 第1の3(3)② <u>都第4028号通知2</u> <u>6 都第4028号通知2</u>	【基本的考え方】 （追加） 【関係法令】 5 第295号通知 第1の3(3)②	現金預金の管理について、正規の簿記の原則や都第4028号通知を踏まえて、基本的考え方を整理。